

○ 財務省告示第二百七十二号
平成二十四年七月十五日施行規則
件等を次のとおり告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省

二 条 令
一 件 第六号
二 政府資金調達事務取扱規則
三 年度第十一項の規定に基づき、大蔵省

国庫短期財務大臣安住淳

(第二百九十三回)

の法律発行の名称及び根拠そ拠

四 発行方法
三 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。[。]へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法
る参て札發によ下競争は受けるも昭和二年
も加、と行の者財同一[。]に付けるも昭和二年
にご務時とい[。]日本銀行の昭和二年
よと大にい[。]競争して行とどし[。]法律第十二年
るに臣行う。[。]以下入行とどし[。]法律第十二年
発応がわ[。]札わす[。]の法律第十二年
行募各れ及[。]限國るび価[。]の法律第十二年
へ度債入価格[。]そ規[。]下額市札格競い入の法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 定 の
千 八 二 万 三 万 千 千 四 兆 円 円 八 千 二 百 百 四 千 九 百 百 億 円 七 五 十 千 一 三 億 百 六 八 百 十 二 二 万 三	額 八 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 二 三 千 兆 八 二 百 千 十 八 一 億 円 七 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 別 発 行 参 一 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	十 八	九				
								口				
払 者	入 場	元 金	償 還		償 行	争 入	非 債	特 国	入 価	発 行	振 替	
込 期	札 参	所 支	金 金		還 期	入 札	・ 格	債 第	市 參	發 競	単 位	
日 日	加 加	払 額	額	限	發 期	競 I	加 場	場 行	爭 格	格 日	位	
平 成 二 十 四 年 七 月 十 日 受 け た 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き き 百 円	日 本 銀 行 額 百 支 金 を と 、 百 円 に う 、 つ 。 そ が 月 一 年 期 一 月 十 六 六 日 業 業 日 日	額 面 金 額 と 、 し 、 五 年 、 期 一 月 十 六 日 業 業 日 日	償 還 金 を と 、 償 は 還 年 一 月 月 行 六 日 業 業 日 に	當 た 成 し る と 、 五 年 、 期 一 月 十 六 日 業 業 日 に	平 成 二十 四年 七月 十 日 受 け た 者	十 四 面 錢 八 厘 百 円 に つ き 九 十 九 九	額 四 面 錢 八 額 百 厘 百 円 に つ き 九 十 九 九	額 四 面 錢 八 額 百 厘 百 円 に つ き 九 十 九 九	額 四 面 錢 八 額 百 厘 百 円 に つ き 九 十 九 九	額 四 面 錢 八 額 百 厘 百 円 に つ き 九 十 九 九	の 記 載 法 又 は 規 定 に 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿